

## 付録 聴覚障害に関する基礎知識

創立30年記念誌に掲載したものを、2024年9月時点での法令や政府発表資料、全日ろう連などの資料をもとに全面的に改訂しました。

### 障害者福祉関連法規

**障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法** 2022(令和4)年5月成立、施行。障害の種類・程度に応じたコミュニケーション手段の選択、同一地域における平等な情報の取得、障害に左右されない同一内容の情報の取得、デジタルの活用などが定められた。

**聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律** 2020(令和2)年6月成立、同年12月施行。この法律にもとづいて、公共インフラとしての電話リレーサービスが21(令和3)年7月1日開始された。

**障害者差別解消法** 2013(平成25)年成立、16年施行。国・地方自治体等および民間事業者に対し障害者の差別を禁止し、合理的配慮を提供することで、障害の有無に関係なく共に生きる「共生社会」をめざすことが規定された。

合理的配慮の提供は、制定当初は国・地方自治体等に対しては法的義務、民間事業者に対しては努力義務としたが、2021(令和3)年の改正により、2024年6月1日から民間事業者においても合理的配慮の提供は法的義務となった。

**障害者雇用促進法** 旧身体障害者雇用促進法。障害者の雇用率制度を導入した法律で、2022(令和4)年の改正により、法定雇用率が2024年以降段階的に引き上げられることとなった。

法定雇用率は、2024年4月より民間企

業2.5%、国・地方公共団体等2.7%、都道府県等の教育委員会2.6%。2026(令和8)年7月以降は民間企業2.7%、国・地方公共団体等3.0%、都道府県等の教育委員会2.9%で、この結果、障害者雇用が義務づけられる企業は、2024年4月より従業員40人以上、26年7月より従業員37.5人以上の企業となる。重度の身体または知的障害者の場合は、1人の雇用をもって2人の雇用とみなされる(ダブルカウント)。

また、法定雇用率未達成の場合、常用労働者100人超の企業は、不足している雇用障害者数1人につき、月額5万円の納付金が課せられる。一方、法定雇用率を超えて障害者を雇用している企業に対しては、超過人数に応じて調整金または報奨金が支給される。

**障害者自立支援法** 2005(平成17)年成立、翌年施行。障害種別ごとに異なる法律にもとづいて提供されてきた福祉サービスを共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みが創設された。費用負担は、利用者の所得に応じて利用料が決まる応能負担から利用する分だけ負担がかかる応益負担に変更された。

障害福祉サービスを“利益”として、所得に関係なく費用の1割を自己負担するこの制度では、サービスを多く利用するほど、つまり障害が重いほど利用料の負担が増える。これは個人の尊厳や法の下の平等、生存権を侵害する憲法違反で、

障害者自立“妨害法”だとして大きな反対運動が起こり、障害者団体等が国を相手に一斉提訴した。こうした状況を踏まえ、2009（平成21）年の政権交代で自立支援法は事実上廃止され、障害者総合支援法が誕生した。

**障害者総合支援法** 障害者自立支援法を改正する形で、障害者基本法の理念および国連障害者権利条約の締結を踏まえ2012（平成24）年に成立、翌年施行。障害者の個々のニーズに対応した地域生活支援体系の整備やサービス基盤の計画的整備が定められた。また、これまで障害者の区分から外され、十分な福祉サービスの利用が困難だった難病等による障害も対象に含められた。障害福祉サービスの利用者負担は基本1割だが、月ごとの負担上限額は世帯の収入状況等に応じて4段階で定められている（応能負担）。

**障害者基本法** 1993（平成5）年、旧心身障害者対策基本法を改正して生まれた法律。2004（平成16）年の改正で、障害者の完全参加と平等という基本理念に加え、自立および社会参加の支援等のために国、地方公共団体等の責務を明らかにした。

2011（平成23）年の改正により第3条三に「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」と規定され、手話が言語として初めて国内の法律に明記された。

**障害者虐待防止法** 2011（平成23）年成立、翌年施行。障害者虐待の防止、虐待を受けた障害者の保護および自立支援、擁護

者への支援を行うことによって障害者の権利を守ることを目的とする。虐待の種類には身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、経済的虐待が含まれる。

**社会福祉法** 社会福祉事業法を2000（平成12）年に改正した法律。地域福祉の理念を導入するとともに社会福祉の基本事項を定め、第一種社会福祉事業（国、地方自治体、社会福祉法人が経営するもの）と第二種社会福祉事業（その他）を規定している。手話通訳事業は第二種社会福祉事業として規定されている。

**身体障害者福祉法** 1949（昭和24）年制定。当初は、傷痍軍人救済の性格が強かったが、1997（平成9）年改正（施行は1999年）により身体障害者の自立と社会参加を促進するという理念が加わり、施設・在宅福祉サービスにおける区市町村の責務等を明確化した。

障害者手帳の交付はこの法律にもとづく。1990（平成2）年の法改正では視聴覚障害者情報提供施設が、2000（平成12）年の法改正では手話通訳事業が加えられた。

**福祉六法** 社会福祉の基本となる、生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、母子及び寡婦福祉法（現母子及び父子並びに寡婦福祉法）、児童福祉法、老人福祉法の6法律。

**介護保険法** 1997（平成9）年成立、2000（平成12）年施行。保険者は区市町村、被保険者は65歳以上（第1号被保険者）および40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）。要介護者等は区市町村の認定を受けて介護給付（保険給付）を受ける。給付要件は65歳以上であるが、65歳未満でも特定疾病で要介護状態にあれば

介護給付を受けることができる。

**精神保健福祉法** 1995(平成7)年の精神保健法改正によって生まれた法律。社会福祉の面から精神障害者の自立と社会参加を理念とし、保健福祉手帳を制度化した。**バリアフリー法**(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律) 2006(平成18)年成立、施行。建築物関係のハートビル法(2000年施行)と交通バリアフリー法(2000年施行)を統合した法律。

高齢者や障害者、妊産婦、けが人などの建物や交通機関における移動を円滑にし、施設を利用する上での利便性、安全性を向上させるため、利用者数や施設の規模により、駅や空港・ビル・ホテル・飲食店など、様々な施設でハードとソフトのバリアフリー化を義務づけている。

2018年、東京オリンピック・パラリンピックに向けて一部改定され、アクセスの利便性の向上や適切なサポートの提供が強化された。また、心のバリアフリーは国民の責務とされた。

**身体障害者補助犬法** 盲導犬、聴導犬、あるいは介助犬の同伴を公共の施設や交通機関が拒むことを禁じた法律。2002(平成14)年成立(完全実施は2003年10月)。

**差別法規** 旧民法第11条は「聾者・啞者・盲者」を準禁治産の対象と規定し、権利を制限してきた。1979(昭和54)年にこの文言は削除されたが、他の多くの法規では障害者を閉め出す条項(欠格条項)が多数存在しており、それらの撤廃が求められた。99(平成11)年から欠格条項の抜本的な見直しが進められ、2001年に道路交通法、薬剤師法などが改正された。また、手話による公正証書遺言を排除して

いた民法第969条も、聴障者などの運動により、1999年に改正された。

**道路交通法と免許取得制限** 基本的人権が奪われていた聴障者は運転免許の取得もできず、1960(昭和35)年施行の道路交通法でも88条で禁止されたままであった。裁判や差別撤廃運動が展開され、1973(昭和48)年警察庁は補聴器使用を認め、75年に施行規則23条が改訂され、適性検査(10m離れて90dBの警音器音が可聴かどうか)に合格すれば取得は可能となり、以降、免許取得者が急増した。しかし車種は制限されていた。2001(平成13)年道交法88条(差別条項)が撤廃され制限がなくなり、2007(平成19)年には、適性検査不合格でも条件付きで乗用車に限って取得が可能になった。2017年に準中型、自動二輪、原付も取得可能になった。なお、道交法上、「聴覚障害のあるもの」とは、上記適性検査を通らない人を指す。

**旧優生保護法** 1940(昭和15)年に成立した国民優生法、それを継受した1948(昭和23)年の優生保護法は、障害を持つ人に対して、同意なくして不妊手術や人工中絶手術(優生手術)の実施を可能にした。

1996(平成8)年に母体保護法が施行されるまでの48年間、本人の同意のないこうした優生手術が実施され、ろう者の多くがその被害者となった。

2018(平成30)年以降、優生手術等に関する国家賠償請求訴訟が全国各地で提訴されたが、東京、大阪、札幌など各地方裁判所では除斥期間消滅を理由に、原告の請求が棄却された。当事者団体や市民が粘り強く運動を続けた結果、22(令和4)年、大阪および東京の高等裁判所は原告

の訴えを認め、国へ賠償を命じた。しかし、国が上告したため、最高裁で争われ、24年7月、最高裁大法廷は優生保護法による強制手術は不当として国の責任を認め、損害賠償の支払を命じた。

**手話言語法** 手話は音声言語と対等な言語であるという理念のもと、聞こえない人と聞こえる人の共生社会を実現するための法律。具体的には手話言語の獲得、使用、手話言語による学習など5つの権利の保障が求められている。

手話言語法は、国全体(すべての国民)に適用される法律であり、一行政区に限定適用される手話言語条例とは異なる。

**手話言語条例** 手話言語条例は、手話は言語であるという認識のもと、手話言語使用者を含め、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざす条例である。

2013(平成25)年鳥取県で制定したのを皮切りに、全国に制定の動きが広まり、2024年7月現在、38都道府県、359市、21区、115町、7村の計540自治体が制定している(全日本ろうあ連盟調べ)。渋谷区では2021(令和3)年4月、東京都ではその翌年4月に制定され、手話通訳を付けた施策が多く展開されるようになった。

**渋谷区手話言語条例**(渋谷区手話言語への理解促進及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例) この条例では、「手話が言語であることへの理解を広めるとともに、手話をはじめとする障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を促進することにより、全ての区民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することを

目的とする」と規定されている。

**手話言語の法的位置づけ** 手話言語の法的位置づけには様々な形がある。国連加盟国193カ国のうち手話言語を法的に認知しているのは42カ国(2018年)で、ヨーロッパが46カ国中26カ国と最も多く、アジアは44カ国中3カ国にとどまっている。

【憲法で認知】ウガンダ(1995)、フィンランド(1995)、南アフリカ(1996)、ポルトガル(1997)、ベネズエラ(1999)、オーストリア(2005)、エクアドル(2008)、ケニア(2010)、ジンバブエ(2010)、ハンガリー(2011)

【一般言語法で認知】ラトビア(1999)、エストニア(2007)、スウェーデン(2009)、アイスランド(2011)

【手話言語法で認知】スロバキア(1995)、ウルグアイ(2001)、ブラジル(2002)、スロベニア(2002)、ベルギー(ワロン)(2003)、キプロス(2006)、ニュージーランド(2006)、ベルギー(フランドル)(2006)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(2009)、マケドニア(2009)、スペイン(カタロニア)(2010)、フィンランド(2015)、セルビア(2015)、韓国(2015)、スコットランド(2015)、マルタ(2016)、フィリピン(2018)

【手話言語および他の意思疎通の手段に関する法律で認知】コロンビア(1996)、スペイン(2007)、チェコ(2008)、ハンガリー(2009)、ポーランド(2011)

【障害者に関する法律で認知】リトアニア(1995)、ルーマニア(2002)、ドイツ(2002)、トルコ(2005)、メキシコ(2005)、チリ(2010)、日本(2011)、ロシア(2012)、パプア・ニューギニア(2015)

(全日ろう連『手話言語白書』(2019年)による)

## 福祉関連施設・相談支援機関

**福祉事務所** 社会福祉法にもとづいて条例で自治体に設置された福祉の総合窓口。社会福祉主事が置かれ、各種の相談員や福祉司が専門的な相談・指導・援護、身体障害者手帳の申請および交付の窓口業務、補装具の給付などを行う。

**社会福祉協議会** 地域福祉推進を目的として、都道府県および市区町村からの委託を受けて事業を行っている民間機関。ボランティア活動の窓口、生活福祉基金の貸付、権利擁護事業等を行っている。渋谷区では、手話講習会や手話通訳派遣事業等も担っている。

**聴覚障害者情報提供施設** 1990(平成2)年の身体障害者福祉法改正により更生援護施設の一つとして各県に1カ所以上設置することが義務づけられた。

**聴力障害者情報文化センター(目黒区)** 聴障者に対する情報提供・文化的支援等を目的に1980(昭和55)年に設立され、翌年社会福祉法人となった。1989(平成1)年、手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)実施法人に認定され、1991年には聴覚障害者情報提供施設を設置した。

聴覚障害者用の録画物(字幕入りビデオなど)、各種情報を記録したメディアの製作・提供、さらに、手話通訳士試験合格者のフォローアップ講座も実施している。

**国立障害者リハビリテーションセンター(埼玉県所沢市)** 障害者の自立生活と社会参加を支援するため医療・福祉サービスの提供、新しい技術や機器の開発、研究、人材育成、障害に関する国際協力などを実施している。病院、自立支援局、研究所、学院、企画・情報部、管理部の

6部門から構成されている。

**東京都心身障害者福祉センター(新宿区)** 身体障害者更生相談所および知的障害者更生相談所として、身体障害者手帳および愛の手帳交付に係る判定や東京都重度心身障害者手当の認定、補装具の処方・適合判断、区市町村等への専門的な相談・指導、高次脳機能障害者の支援拠点機関として本人や家族、区市町村・関係機関等への相談支援なども行っている。

**東京都障害者スポーツセンター** 障害者のためのスポーツ施設。障害の種類、程度、スポーツの経験、利用の目的などに応じた支援、各種のスポーツ教室や大会なども行っている。障害者総合スポーツセンター(北区王子)と多摩障害者スポーツセンター(国立市)の2カ所。

**東京都障害者福祉会館(港区)** 障害者、ボランティアおよび家族などを対象に障害者福祉の増進を目的とする福祉施設。各種相談(ピアカウンセリング、法律相談)、情報提供、聴覚障害者用字幕付き映画の貸出しなどを行っている。

**東京聴覚障害者自立支援センター(渋谷区)** ろう協会員だった岡沢ひさ氏によって寄贈された土地に建てられた施設で、2019年までは事業体として第二種社会福祉事業などを行っていたが、現在は東京都聴覚障害者総合支援機構が運営する施設で、東京都聴覚障害者連盟、東京聴覚障害者支援事業所、渋谷区聴覚障害者協会の事務所が置かれている。

**東京聴覚障害者支援事業所** 都内の聴覚障害者の生活全般を支援する事業所。就労移行支援(RONAスクール)、就労定着支援(RONAサポート)、計画相談支援(RONAプ

ラン)、スクールソーシャルワーク、法律相談などの事業を行っている。RONAとは、ろう者のろと難聴者のなを併せた造語。**渋谷区障害者福祉センターはあとぴあ原宿** 渋谷区の中核となる障害児者支援施設。就学前の障害児の指導、集団生活への適応訓練、児童発達支援(はあとぴあキッズ)、相談支援(はあとぴあ相談ステーション)、施設入所支援、生活介護などの事業を実施している。

### 職業・生活訓練施設

**東京障害者職業能力開発校**(小平市) 身体、精神、発達、知的の各障害者や重度視覚障害者を対象に職業訓練を行い、修了者にはハローワークと連携して就職の相談・支援も行っている。期間は3カ月、6カ月、1年とあり、費用は無料。

**国立職業リハビリテーションセンター**(所沢市) 1977(昭和54)年に開所した職業リハビリテーションの草分け。隣接する国立障害者リハビリテーションセンターと協力し、障害者の自立に必要な職業訓練や職業指導などを行っている。

**たましろの郷**(青梅市) 他の障害を併せもつろう重複者を支援する生活就労施設。2002(平成14)年4月オープン。社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会が運営している。

**障害児入所施設** 家庭での養育が困難な障害児(身体、知的、精神、発達障害を含む)が入所し、身体介護、生活指導、知識や技能習得のサポートなどを受ける施設。以前は障害の種別で分かれていたが、2012(平成24)年の児童福祉法改正によって統合された。障害児入所施設には、従来

の事業を受け継いだ福祉型施設と、治療や医療行為が必要な子どもを対象とした医療型施設がある。

**アレーズ秋桜** <sup>こずもす</sup> 東日本で唯一のろう児入所施設だった金町学園(葛飾区)を、社会福祉法人永春会が引き継ぎ、2022(令和4)年オープンした福祉型障害者入所施設。

主に都内のろう児を対象に、家庭に事情のある子どもなどを受け入れ、将来の自立をめざして生活や学習の指導などを行っている。

**難聴幼児通園施設** 就学前の難聴幼児の通所による聴能訓練・言語機能訓練および生活指導施設。都内にはライシャワ・クレーマ学園と富士見台聴こえとことばの教室の2つがある。

**東京聴覚障害者生活支援センター**(旧東京都ろうあ者更生寮、板橋区) 施設入所支援、自立訓練(生活・機能)、就労移行支援、就労継続支援B型事業、相談支援、短期入所事業などを行っている多機能型障害者支援施設。

**身体障害者福祉工場** 作業能力と働く意欲があり、生活動作ができる15~50歳の身体障害者が働く工場。福祉工場の収入で自立することを目的とする。都内には3カ所(大田区、板橋区、葛飾区)ある。

**就労継続支援事業所** 一般企業などで働くことが困難な障害者や企業等の就職に向け就労経験を積みたい障害者を対象に、障害者総合支援法にもとづいて運営されている。事業主と対象障害者との間で雇用契約を締結したうえで働くA型と、雇用契約を締結せずに自分の障害や体調に合わせて働くB型の2種類がある。

## 社会支援制度

**特別障害者手当(国)** 精神または身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の在宅者に支給される。

**障害児福祉手当(国)** 精神または身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある20歳未満の在宅者に支給される。

**特別児童扶養手当(国)** 20歳未満で精神または身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される。

**心身障害者福祉手当(東京都)** 20歳以上で身体障害手帳(1～2級)や愛の手帳(知的障害1～3度)を有する人、および脳性マヒまたは進行性筋萎縮症を有する人に支給される。

**重度心身障害者手当(東京都)** 重度の知的障害で常時複雑な介護を必要とする人、重度の肢体不自由者で四肢の機能が失われ座っていることが困難な人、およびそれらの障害をあわせもつ重複障害者に支給される手当。

**児童育成手当(東京都)** 育成手当と障害手当があり、育成手当はひとり親家庭等の児童、障害手当は障害をもった児童に支給される。障害手当の対象は身体障害者手帳1～2級程度、愛の手帳(知的障害)1～3度程度、脳性まひ、進行性筋萎縮症に該当する20歳未満の者。

**障害基礎年金(国)** 国民年金被保険者で身体障害になった場合、障害の状態に応じて支給される。本人に生計を維持する子がいれば加算される。

**障害厚生年金(国)** 厚生年金被保険者で身体障害になった場合、障害の状態に応

じて支給される。本人に生計を維持する65歳未満の配偶者がいる場合、対象条件に該当すれば加算される。

**生活福祉資金貸付制度(国)** 低所得世帯や障害者のいる世帯に対して一時的な生活費の貸し付けを行う制度。窓口は地域の社会福祉協議会。

**心身障害者(児)医療費の助成(渋谷区)** 健康保険の被保険者または被扶養者で身体障害手帳(1～2級、内部障害3級を含む)、または愛の手帳(知的障害1～2度)をもつ人に対する医療費を助成する制度。

**自立支援医療の助成(渋谷区)** 身体障害者が手術などにより障害の程度を軽くしたり、取り除いたり、または障害の進行を防いだりする手術を行ったときの医療費を助成する制度。

**自動車運転免許取得費の助成(渋谷区)** 身体障害者手帳(1～3級、内部障害者は4級まで、下肢体幹の障害者は5級まで)、または愛の手帳(知的障害1～4度)に該当する人に費用を助成する制度。所得制限があり、また、運転適性試験に合格している必要がある。

**成年後見制度** 知的障害者や精神障害者など、判断能力が十分でない人の権利や財産を保護し支援するための制度。

1999(平成11)年、高齢社会への対応および知的障害者・精神障害者等の福祉の充実の観点から民法が改正され、従来の禁治産・準禁治産制度を廃止し、保佐・後見・補助制度を新設した。

また、法定後見制度に加えて将来自己の判断能力が不十分になった場合に備えた任意後見制度も法制化された。

## 税の軽減措置

**所得税・住民税控除** 所得者本人または控除対象配偶者、扶養親族が身体障害者、知的障害者などであるとき障害者控除が受けられる。

**住民税非課税措置** 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人(給与所得者の年収に直すと204万4千円未満)は住民税が非課税となる。

**個人事業税・相続税・関税・相続税・贈与税** 障害がある場合、一定の条件下での減免・非課税措置がある。

**自動車税・軽自動車税・自動車取得税減免措置** 身体障害者(聴覚障害者は2、3級)や知的障害者本人、または生計を一にする人が所有・運転する自動車について減免措置がある。

## 交通機関の割引

**JR・私鉄運賃** 第1種障害者(1~3級)と介護者(1人)についてはJRと連絡会社線の普通乗車券・定期券・回数券・急行券が5割引。第2種障害者(4~6級)は片道100km以上の本人の普通乗車券のみ5割引。

**民営バス(東京、大阪)** 第1種障害者は鉄道と同じ、第2種は本人のみ5割引。

**航空運賃** 割引率や条件は各航空会社・路線によって異なる。

**都営交通** 都内に住民票のある身体、知的障害者には無料乗車券が発行される。介護者(1人)は5割引となるが、地下鉄では第1種障害者と愛の手帳保持者の介護者のみ。また、精神障害者には精神障害者乗車証が発行される。

**高速道路** 身体障害者本人が運転する場

合、または重度の身体もしくは知的障害者(第1種)が同乗する場合5割引。ただし福祉窓口で事前手続きが必要。

## 各種料金の減免

**NK放送受信料の減免** 身体、知的、精神障害者が世帯構成員で、世帯全員が住民税非課税の場合全額免除、聴覚、視覚障害者、または重度の身体、知的、精神障害者が世帯主の場合半額免除となる。

**郵便料金の減免** 聴覚障害者用ゆうパック(聴覚障害者福祉施設と聴覚障害者との間で発受する聴覚障害者用ビデオテープを内容とする郵便物)、心身障害者団体発行の第3種郵便物などは割引料金を利用することができる。

**都立公園の無料入場** 身体障害者と付添いは入場料無料で利用できる。井の頭自然文化園、上野動物園、旧岩崎邸庭園、旧古河庭園、清澄庭園、小石川後楽園、神代植物公園、多摩動物公園、六義園など。なお、国民公園である新宿御苑等も身体障害者と介助者1名は入場料無料。

## 障害等級と聴覚障害者数

### 聴覚障害等級

- 1級 該当レベルなし
- 2級 両耳の聴力レベルが100デシベル(dB)以上(両耳全ろう)
- 3級 両耳の聴力レベルが90dB以上
- 4級 ①両耳の聴力レベルが80dB以上  
②両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下
- 5級 該当レベルなし
- 6級 ①両耳の聴力レベルが70dB以上(40cm以上離れると会話が理解

できない)

- ②一側耳聴カレベル90dB以上、  
他側耳の聴カレベル50dB以上

**平衡機能障害等級**

- 3級 平衡機能の極めて著しい障害
- 5級 平衡機能の著しい障害

**音声・言語障害等級**

- 3級 音声又は言語機能喪失
- 4級 音声又は言語機能の著しい障害

**身体障害者障害程度等級** 障害等級は1～7級まであり(1級がもっとも重い)、各等級は指数化され、重複障害の場合は重複する障害の合計指数により、身体障害者障害程度等級が決定される。聴覚障害者が平衡機能障害、言語機能障害を併せもつ場合、1級から6級までに認定される。

障害等級	指数	該当障害	合計指数
1級	18		18以上
2級	11	○	11～17
3級	7	○ □ △	7～10
4級	4	○ □	4～6
5級	2	△	2～3
6級	1	○	1
7級	0.5		

(○聴覚障害 □音声・言語障害  
△平衡機能障害)

合計指数	認定等級
18以上	1級
11～17	2級
7～10	3級
4～6	4級
2～3	5級
1	6級

**聴覚障害者数**

認定等級別推計数

- ◇総数 約310,000人
- 内訳：1級 25,000人(8.1%)
- 2級 85,000人(27.4%)
- 3級 27,000人(8.7%)
- 4級 75,000人(24.2%)
- 5級 1,000人(0.3%)
- 6級 97,000人(31.3%)

(厚生労働省：令和4年「全国在宅障害児・者等実態調査結果」による)

**各種手帳等**

**身体障害者手帳** 身体障害者(児)に交付される手帳(1～6級)。各種福祉制度の利用やサービスを受ける際に必要となる。手帳の交付は指定医師の判定を受け福祉事務所に申請(15歳未満は保護者が申請)。2019(平成31)年4月の法改正により、カード形式の手帳が利用できるようになり、都では2020(令和2)年10月からカード形式の手帳を希望者に交付している。

**愛の手帳**(東京都療育手帳) 知的障害者のための東京都独自の手帳(1～4度に区分され、1度が最重度)。国の療育手帳に代わるもの。

**精神障害者保健福祉手帳** 精神保健福祉法にもとづき精神障害者に交付される手帳(1～3級)。

**補装具** 身体障害者(児)が、身体機能を補完・代替し、または身体に装着して常用する用具。障害者総合支援法の規定により、市区町村に申請し補装具費の支給を受けることができる。負担は原則1割。

- ◇聴覚障害者用：補聴器、人工内耳(人工内耳用音声信号処置処理の修理に

限る)など

◇視覚障害者用：視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡など

◇肢体不自由者用：義肢、車椅子、電動車椅子、歩行器など

◇重度障害者用：意思伝達装置など

**日常生活用具** 障害者の日常生活を円滑にするための用具。障害者総合支援法における地域生活支援事業のひとつで、市区町村が給付・貸与を行っている。

渋谷区ではフラッシュベル、通信装置、屋内信号装置、情報受信装置、会議用拡聴器、携帯用信号装置などを聴覚障害者に給付・貸与している。

## 社会福祉専門従事者

**社会福祉主事** 社会福祉法に規定された任用資格。都道府県、市区町村に設置された福祉事務所で社会福祉各法に定める障害福祉サービスの提供や相談員(ケースワーカー)として業務を行う。この資格は各種社会福祉施設における基礎的資格としても準用される。資格取得には大学や通信教育、養成機関、都道府県の講習会等で指定の科目を修了することが必要。

**社会福祉士** 社会福祉士及び介護福祉士法にもとづく国家資格。高齢者や障害者の福祉施設、医療機関(医療ソーシャルワーカー)、児童相談所、学校(スクールソーシャルワーカー)、福祉事務所等で、障害者や日常生活に困難を抱えている人に対して相談、助言、指導、サービスの提供等を行う。

**介護福祉士** 社会福祉士及び介護福祉士法にもとづく国家資格。特別養護老人ホーム、身体障害者施設等の介護職員、あ

るいはホームヘルパー(訪問介護員)として、障害者や高齢者の生活支援、介護指導、在宅介護等に関する相談などを行う。

**身体障害者福祉司** 身体障害者福祉法により、身体障害者更生相談所や福祉事務所に置かれ、身体障害者の福祉に関する情報提供、相談、職員への指導、さらに補装具の判定、自立支援医療の要否の判定等も行う。資格取得には、社会福祉主事任用資格を持ちさらに2年以上の実務経験を積むか、大学や養成機関で指定の科目を修了することが必要。

**知的障害者福祉司** 知的障害者福祉法により、更生相談所や福祉事務所に置かれ、知的障害者福祉に関する情報提供や相談、職員への指導などを行う。資格取得には、社会福祉主事任用資格を持ちさらに2年以上の実務経験を積むか、大学や養成機関で指定の科目を修了することが必要。

**精神保健福祉士(PSW)** 精神保健福祉士法にもとづく国家資格。医療機関、障害福祉サービス事業所、行政機関等で精神障害者の社会復帰に関する相談・助言・援助などを行う。

**言語聴覚士** 言語聴覚士法(ST法)にもとづく国家資格。失語症、聴覚障害、ことばの発達の遅れ、声や発音の障害(構音障害)などの障害をもつ人に対して検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言等を行い、さらに摂食や嚥下にも対応する。

**理学療法士** 理学療法士及び作業療法士法にもとづく国家資格。病院やリハビリテーション施設、社会福祉施設等で、医師の指示に従い障害者に対し理学療法等を行い、基本的動作能力の回復を図る。

**作業療法士** 理学療法士及び作業療法士法にもとづく国家資格。病院やリハビリテーション施設、社会福祉施設等で、医師の指示のもと、手芸や工作等の作業を通して障害者に対して指導や援助を行い、諸機能の回復・維持・開発等を図る。

**訪問看護員**(ホームヘルパー) 介護保険法にもとづく介護専門職。要介護者の家庭を訪問し、食事、入浴、排泄等の身体介護、あるいは移動介助や生活援助(調理、洗濯、買い物等)を行う。資格取得には専門の研修課程を修了することが必要。

**介護支援専門員**(ケアマネージャー) 介護保険法にもとづく専門員。居宅介護支援事業所や介護施設、あるいは地域包括支援センターなどの公的機関等で、介護サービスやケアプランを作成する。資格取得には、介護支援専門員実務研修受講試験(ケアマネージャー試験)に合格後、介護支援専門員実務研修を修了し、都道府県に登録することが必要。

## 情報保障関連

**電話リレーサービス** 遠く離れている聴障者と聴者のコミュニケーションを可能にするサービス。通訳オペレーターが手話、文字、音声をビデオ通話を使って通訳し、双方向の意思疎通をリアルタイムで可能にするシステム。公共インフラの一つとしては2021(令和3)年7月から開始された。24時間365日利用可能で、緊急通報も可能である。

**遠隔手話通訳** 通訳オペレーターがビデオ通話で聴障者と聴者との会話を手話通訳するシステム。都庁や一部の銀行、保険会社等の窓口では、遠隔手話通訳用QR

コードを読み取ることで利用できる。

**手話奉仕員養成** 1970(昭和45)年10月に開始した東京都の養成制度。委託先は、最初「東京手まねを学ぶ会」であったが、1977(昭和52)年から、東京都手話通訳派遣協会(現東京手話通訳等派遣センター)に移行した。

現在は、地域手話通訳者クラス、手話通訳者実践クラス、手話通訳士実践クラス、手話指導クラスⅠ(奉仕員養成)、手話指導クラスⅡ(通訳者養成)、手話指導者養成クラス(中途失聴・難聴者向け手話指導)が設置されている。

**手話通訳者養成講習会** 福祉政策の一環として、全国の市区町村レベルで手話講習会が開かれている。多くの場合、初級・中級・上級の3課程を履修し、修了後は地域の手話通訳者として活動することが求められている。

**手話通訳者派遣** 東京では1973(昭和48)年7月に都から委託金を受けて東京都手話通訳派遣協会が設立され、派遣事業を開始。現在ではほとんどの区市でも派遣を行っている。渋谷区では1997(平成9)年から派遣制度がスタートした。

**要約筆記通訳者の養成・派遣** 東京都からの委託で、聴力障害者情報文化センターが1982(昭和57)年から養成事業を開始し、1985年から派遣を始めた。2000(平成12)年から、養成派遣事業は東京聴覚障害者自立支援センターに移行、さらに2007(平成19)年からは、東京手話通訳等派遣センターに移管された。

**盲ろう者通訳・介助者派遣** 公的派遣は認定NPO法人東京盲ろう者友の会が受託している。同会は1991(平成3)年発足し、19

96年から都の補助を得て通訳・介護者派遣事業および養成事業を行い、現在は支援センターに加え、相談・援護・介護等を行う事業所「かけはし」を運営している。**政見放送における手話通訳** 選挙において初めて手話通訳がしたのは、1967(昭和42)年東京都中野区で開かれた衆議院選挙立会演説会である。しかし、1983(昭和58)年公職選挙法が改正されて立会演説会は廃止され、国政選挙における聴障者の知る権利が奪われることになった。1986(昭和61)年にろう者が立候補した際、ラジオの政見放送では手話だったので、“無言の政見放送”と事件になった。このことは社会に大きな衝撃を与え、翌年から政見放送でのアナウンサーによる代読が認められるようになった。

1995(平成7)年になって参議院比例代表選のTV政見放送で手話通訳が認められ、以後国政選挙で徐々に手話通訳が付くようになった。しかし、国政選挙で完全には手話通訳が付くまでには至っていないので、全日本ろうあ連盟などが、すべての政見放送に手話通訳を付けるよう要望している。

また、政見放送における手話通訳者の位置づけについても法的整備が遅れ、通訳者の中立性や役割に対する候補者の無理解・不適切な対応が問題になっている。**手話通訳付きテレビ番組** 1974(昭和49)年静岡放送がテレビ放送に手話ワイプを入れ、翌年10月から日本テレビが日曜の朝のニュースに手話通訳を付け全国ネットで流すようになった(手話通訳は渋谷手話の会の山田会長が担当)。

NHKは1977(昭和52)年4月から手話通訳

者を司会にした「聴力障害者の時間」(現在の「ろうを生きる難聴を生きる」)の放送を開始した。1990(平成2)年からは手話通訳者をキャスターに起用して手話ニュースを放送し、手話講座「みんなの手話」を開始した。1996(平成8)年からはCS放送のやまびこテレビが本放送を開始し、「目で聴くテレビ」は地上波のローカル局でも放送されている。

手話付きTV番組は現在、全国ネットのキー局よりもローカル局、ケーブルテレビで多い。世界では多くの国でニュース、娯楽番組を問わず手話が付くようになっているが、NHKが総合TVのニュースに手話を付けたのは2023(令和5)年で、それも週1回10分にとどまっている。TV画面の手話通訳に対するアレルギーがなお強いことの証左であろう。

**文字放送** テレビに専用の文字放送受信機(デコーダー)を付けることで字幕表示する放送(字幕番組放送)が、1985(昭和60)年にNHKで始まり、民放各局でも放送されるようになった。地上デジタル放送移行後、文字放送受信機能はテレビ受信機に標準装備されるようになり、現在では文字放送デコーダーをつけずに多くの番組で字幕放送が見られるようになった。

## 手話と手話通訳

**日本手話** ろう者社会で使われてきた手話。言語的に日本語(音声言語)とは区別される視覚言語。

**日本語対応手話** 手指表現を日本語に対応させたもの。手話ではなく、日本語を手指で表現したものとされ、中途失聴者や難聴者の間で使われることが多い。シ

ムコム Simultaneous Communicationとも呼ばれる。

**中間の手話** 手話が第二言語となる聴者で使われることが多く、便宜的に日本手話と対应手話の中間と位置づけられている。日本手話から言語的要素を取り入れているが、日本手話を使うろう者からは対应手話と見なされることが多い。

**国際手話**(IS: International Sign) 国際間のコミュニケーションを容易にするために生まれた手話。欧州諸国の手話表現を多く取り入れて、いろいろな国の人にとってわかりやすい身振りや表現で作られている。世界ろうあ連盟は、音声語が英語中心になり、非英語諸国が不利な立場に陥っているという反省に立ち、国家・民族の平等と文化の多様性の観点から国際手話の使用を推進している。ジェスチャーノ(イタリア語)と呼称されることもある。

**アメリカ手話**(ASL) アメリカのろう者社会で使われてきた手話。19世紀初期ギャローデットの要請で米国に渡ったフランスのろう者R・クレール(英語名クラーク)によって確立された。ギャローデット大学留学経験者などによってアジア諸国でも使われている。

**全国手話通訳問題研究会**(全通研) 手話通訳を職業とする人から手話を学びはじめたばかりの人まで、1万名を超える会員が所属する全国組織。1974(昭和49)年結成。聴覚障害者福祉と手話通訳者の社会的地位の向上を目指し、聴障者の暮らしに学ぶという立場で聴覚障害者団体と連携しながら研究、議論、発信などの活動に取り組んでいる。各県単位で支部があ

り、研究集会が年2回開催される。

**全国手話研修センター** 手話通訳者や聴障者、福祉従事者の育成などを目的に、2003(平成15)年に京都嵯峨野に設立された社会福祉法人。母体は全日本ろうあ連盟、日本通訳士協会、全国手話通訳問題研究会の3団体。

**手話通訳士試験**(手話通訳技能認定試験) 聴力障害者情報文化センターが試験を行い、厚生労働大臣が認定する公的資格。地域によってばらばらだった手話通訳のレベルを全国的に統一するため国家資格制度への気運が高まったが、無資格を理由に日常的通訳を禁止するのは現実的でないということから認定資格となり、1989年に最初の手話通訳士が誕生した。裁判や警察、選挙など公的な場での通訳には手話通訳士の資格が必要。

**手話検定制** 社会福祉法人全国手話研修センターが実施する全国手話検定試験(1~5級)とNPO手話技能検定協会が実施する手話技能検定(1~7級)がある。

◇**全国手話検定試験**: 年1回、インターネット受験も可能。試験内容は読み取り試験と手話表現・面接委員との手話による会話試験。2級以上は聴障者関連福祉制度やろう者の歴史等に関する筆記試験も加わる。

◇**手話技能検定**: 7級は筆記試験で、在宅で受験可能。3~6級は年2回、筆記試験、インターネット受験も可能。1、2級は実技試験で年1回、インターネットで実施。

**手話表現の7ポイント** 聞き取り手話通訳をするうえで技術的に留意すべき要点を7つに集約したもの。①豊かな語彙と

その選択、②表情、③主語の明確化、④代名詞化、⑤時間・空間の活用、⑥写像的表現、⑦同時的表現

### 手話通訳のトレーニング

◇シャドーイング・トレーニング 表現者の手話または音声語を、時間を置かず直ちに真似して同じように表現する練習。「豊かな語彙」につながる。

◇デカラージ・トレーニング 上記シャドーイングのさらに高度な技術。話し手の表現を2語か3語遅らせて模倣する表現練習。高い集中力と、目に入ってくる手話や耳に入ってくる音声語を保持する力も必要となる。

◇イントラリンガル・トレーニング 同一言語内で別の言葉に置き換える練習。語彙を増やすためのトレーニング。

◇サマリー・トレーニング メッセージの主題を要約する技術。テーマを的確に把握する力、メッセージの理解、再構成する力を高めるためのトレーニング。

◇逐次通訳・トレーニング 話者の発言を一定のまとまりで止めて、その翻訳を順次行う練習。メッセージの理解と正確な翻訳力を高めるためのトレーニング。

## 音と聴力

**音の三要素** 高さ(周波数=ヘルツHz)、強さ(音圧=デシベルdB)、音色(波形)。

◇音の高さ 1秒間の周波数(振動数Hz)で表され、振動数が多いほど高くなる。人間の可聴範囲(ダイナミックレンジ)は20~20000Hzで、騒音性難聴や老人性難聴では2000Hz以上、特に4000Hzを中心とする高音域で聴力が低下する。

◇音の強さ 音圧(波形の振幅の大きさdB)で表される。dBは聞こえの程度(聴力レベル)を表す単位として使用され、20歳前後の聴者が辛うじて聞きとれる最小値が0dBである。難聴の基準は国によって異なり、日本では70dB以上が聴覚障害者手帳の対象となる。EU諸国ではもっと低く、50dBという国が多い。

**オーディオメータ** 純音(音叉など厳密な正弦波形の音)によって個人の聴力を測定する機械で、オーディオグラムは聴力測定結果を表したグラフ。オーディオグラムの縦軸は聴力レベル(dB)、横軸は周波数(Hz)を示す。

**聴力測定** 500、1000、2000Hzの音圧を測定し、平均聴力レベルを算出する。

**聴覚スクリーニング検査** 乳幼児を対象に、聴覚に障害があるかどうかを早期に発見するための脳波を使った検査。

**語音明瞭度** 「ア」「シ」「カ」のような五十音を最も聞きやすい音量と方法で聞いた時の正答率。

**伝音性難聴** 音が物理的エネルギーのまま伝わる伝音系(外耳・中耳)の障害。音が小さく聞こえるので、補聴器が有効なことが多い。

**感音性難聴** 音の振動が電気的エネルギー(信号)に変わり脳に至るまでの感音系(内耳・聴神経・脳幹など)の障害。音質の悪いラジオを小さくして聞いている感じで、音割れや雑音を伴う。

**混合性難聴** 伝音系と感音系双方の障害。小さい音は聞こえず、大き過ぎるとガンガン響く感じで聞きにくい。

**補聴器** 軽度や中等度では有効であるが、高度難聴や感音性難聴では有効性は低い。

骨導型、耳かけ型、耳あな型、ポケット型などがある。FM補聴器や超小型コンピュータ内臓のデジタル補聴器も利用されている。

**人工内耳** 手術により聴覚を獲得する、人工臓器のひとつ。手術で耳の奥などに埋め込む部分と、音をマイクで拾って耳内へ埋め込んだ部分へ送る体外部とで構成される。有効性には個人差がある。また、手術直後から完全に聞こえるわけではなく、リハビリテーションが必要。

**耳の構造** 耳は、大きく分けて外耳、中耳、内耳の3つの部分から成り立っている。音は外耳(耳介、外耳道)、鼓膜(空気伝導)、中耳(耳小骨: 1つち骨、2きぬた骨、3あぶみ骨)、内耳(三半規管、前庭、蝸牛)と伝わる。蝸牛は螺旋状の器官で、内耳の蝸牛に伝えられた振動は、内部に満たされているリンパ液を介して基底板と呼ばれる膜に伝播する。基底板上には、外有毛細胞、内有毛細胞などの感覚細胞群で構成されるコルチ器が存在し、ここで中耳から伝達された機械的な振動は電気信号(パルス)に変換され、聴神経から脳幹に伝わる



## 日本のろう教育

**京都盲啞院** 1878(明治11)年、古河太四郎らによって京都に設立。手勢法(一種の手話)で教育。翌年府立となり、1925(大正14)年に盲ろう分離で、京都市立聾啞学校となる。

**楽善会訓盲院** 1880(明治13)年東京築地に開校し、1910(明治43)年に東京聾学校となる(筑波大学附属ろう学校の前身)。楽善会は米人宣教師ヘボン(ヘボン式ローマ字の創始者)や津田仙(津田梅子の父)、古川正雄(慶応義塾初代塾長)などの知識人によって創設された慈善団体。

**盲学校および聾啞学校令** 1923(大正12)年公布、翌年施行。道府県の盲学校、聾啞学校設置義務を規定。

**口話教育** 1898(明治31)年のベルの来日を契機に、それまでの手話・筆談に代わって、発声・読話に依拠する口話法が目目され始めた。大正末から川本宇之介、西川吉之助らによって精力的に推進され、昭和初期に口話教育体制が確立。

**適性教育(ORAシステム)** 口話法が主流となる昭和初期、大阪市立聾啞学校の高橋潔、藤井東洋男らによって導入された教育法。生徒の適性に合わせ口話、口話・手話・指文字、手話・指文字の各グループに分けて人格教育を目指した。

**日本の指文字** 昭和初期、米国を視察しヘレン・ケラーに会った大曾根源助(大阪市立聾啞学校教諭)が米国のアルファベットの指文字を参考に考案。大曾根式指文字と呼ばれる。

**キュード法(キュード・スピーチ)** 音韻の発音が明確でない幼児期に各音韻を識別する意識を明確にもたせ、読話を容易

にするために補助的な身振り(キュー)を活用する方法。京都府立聾学校の教諭らによって開発され、千葉ろう学校をはじめ各地に広まった。

**同時法** 昭和40年代から栃木県立聾学校で採用した教育法。日本語に対応した手話や指文字を口話と併用するので同時法と呼ばれた(これに対して従来の手話を伝統的手話と呼んだ)。トータルコミュニケーション(TC)の概念に近い。

**トータルコミュニケーション** 聴障者間でのコミュニケーションを有効にするため聴能、手話、指文字、口話、身振り、筆談などを有効に活用するもの。1968年アメリカのホルコムが提唱。

**聴覚口話法** 聴者社会への適応の必要性から発語、読話とともに補聴器によって残存聴力を最大限活用する口話法。全国のろう学校で採用されてきた。なお、聴覚に手話を活用する方法は聴覚手話法と言われる。

**ろう学校における手話の活用** 1993(平成5)年「聴覚障害児のコミュニケーション手段に関する調査研究協力者会議報告(文部省調査報告)」は、聴覚口話法を基本としながらも、ろう学校における手話の活用の有効性を認めた。それまで手話(視覚言語)の有効性を否定してきた文部省にとって180度の方向転換であった。この調査報告を受けて、1995(平成7)年に手話の補完的活用を認めた「聴覚障害教育の手引き」が文部省から発行された。

**バイリンガル・バイカルチュラルろう教育** 手話と音声の2言語を同時に習得すると共に2つの文化も獲得することで障害の受容や人格形成、人権の尊重、また

社会教育、文化伝承などにつながるという考えに立った教育理念。

**インクルーシブ教育** 障害や病気の有無、国籍、人種、宗教、性別といったさまざまな違いを超えて、すべての子どもたちが同じ場所で一緒に学ぶ教育のこと。単に場を統合するのみではなく、個々の子どものニーズに合わせたサポートが必要。**インテグレーション** 障害の有無に関わらず、同じ場所で学ぶこと。ろう児はろう学校(特別支援学校)へという考え方(セグリゲーション)に対して、ろう児も普通校へという考え方。統合教育、メインストリーミング、インクルージョンも実質的にはほぼ同じ意味。

**ろう学校・特別支援学校** 以前はろう学校、盲学校、養護学校と分けられていたが、2007年の学校教育法改正によってその区分がなくなり、これらはすべて特別支援学校となった。しかし、法改正後も、歴史と教育に誇りを持ち、旧来のろう学校、盲学校、養護学校の名称を変更していない学校も少なくない。

特にろう学校はデフコミュニティの一つでもあり、母校への愛着を強く持っているろう者も多い。全日本ろうあ連盟は、校名変更反対の立場をとっている。特別支援学校の数は全国で1,178校、うち聴覚障害は120校(2023年現在、文部科学統計要覧令和6年版による)。

## 東京都内のろう学校

### ◇都立

大塚ろう学校(幼稚部・小学部)

同 城東分教室(幼稚部・小学部)

同 城南分教室(幼稚部)

同 永福分教室(幼稚部・小学部)

立川学園(幼稚部・小学部・中学部・高等部) ※聴覚障害及び知的障害の併置校。

葛飾ろう学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)

中央ろう学校(中学部・高等部)

◇私立

明晴学園(幼稚部・小学部・中学部)

2008(平成20)年設立、品川区に所在。

日本手話と日本語、ろう文化と聴文化によるバイリンガル・バイカルチュラルろう教育を行っている。

日本聾話学校(幼稚部・小学部・中学部) 1920(大正9)年、米人神学者のライシャワーと宣教師クレマによって東京牛込の教会内に開校。1933(昭和8)年学校として認可され、聴覚を活かした口話教育を推進。1968(昭43)年町田市へ移転。手話を使わない教育を行っている。

**筑波技術大学** 聴覚障害者・視覚障害者のための大学。前身は1990(平成2)年に開学した筑波技術短期大学(3年制)。2005(平成17)年に4年制の筑波技術大学となった。聴覚障害系の産業技術学部と視覚障害系の保健科学部からなり、産業技術学部には産業情報学科と総合デザイン学科の2学科がある。また、情報アクセシビリティに関する情報科学と障害社会学を学ぶ共生社会創成学部の設置を予定している。

**世界のろう教育**

**ポンセ・デ・レオン** 16世紀のスペインのろう教育者で、貴族の子弟に対して口話法で教育した。後継者のポネットは世

界最初のろう教育書(1620年)を著述。

**ド・レペ** 1760年、世界で最初のろう学校(現在のパリろう学校の前身)を設立したフランス人神父。「手話はろうあ者の自然の言葉であり、母語である」との確信から、手話法をその主要な教育方法とした。近代ろう教育の祖とされる。

**ハイニッケ** ド・レペと同時代のドイツ・ライプチヒの口話教育者。

**ギャローデット** パリろうあ学校をモデルに、手話法を導入した最初のろう学校(コロンビアろう学校)をアメリカに設立した(1817年)。この学校は後に大学となり(1864年)、ギャローデットの末息子が初代学長になった。

**クレール**(英語読みでクラーク) ド・レペのもっとも優秀な教え子の一人で、ギャローデットに招聘されて渡米し、米国におけるろう教育と手話の普及に貢献した。「新大陸のろうの伝道者」と言われる。

**ミラノ会議**(1880年) イタリアのミラノで開催された第2回ろう教育国際会議。ろうあ教育における口話法の優位性が宣言され、以降、世界各地のろう学校で手話法に代わって口話法が導入された。

**手話・口話論争** 1700年代、ド・レペの手話法とハイニッケの口話法の間で始まった教育論争。18世紀には手話法が勝利して欧米に手話法のろう学校が設立された。しかし、19世紀中葉には、口話法が巻き返し、ミラノ会議では口話法の優位性が宣言され、20世紀後半まで口話法の時代が続いた。日本でも、特に大正末期から昭和初期に論争が激しくなり、当時の文部大臣鳩山一郎の通達の影響もあって漸次口話法へと変わった。

**バンクーバー声明**(2010年) カナダのバンクーバーで開催された第21回ろう教育国際会議において、ろう児の教育における手話の使用を禁じたミラノ宣言(1880年)を全面的に否定した声明が採択された。

## ろう運動と福祉社会

**全日本ろうあ連盟** ろう者の当事者団体。1947(昭和22)年伊香保で設立、1950年に財団法人となる。全国を9つのブロックに分け、1県1団体(県ろう協)を原則とし、傘下に収めている。毎年、都道府県持ち回りで全国ろうあ者大会を開催。1991年には東京で第11回世界ろう者会議を開催した。聴障者の権利と生活、情報保障、手話言語の普及と認知活動などに加え、アジアなど世界のろう者との連帯も深めている。また『私たちの手話』『日本語—手話辞典』など出版活動も行っている。

**東京都聴覚障害者連盟(東聴連)** 戦後東京のろう団体は統一されていなかったが、1979(昭和54)年東京都ろう者協会と全東京ろう者連盟が統合し東京都聴覚障害者連盟が誕生した。1982(昭和57)年に社団法人となり、1992(平成4)年に、新宿から渋谷の東京聴覚障害者自立支援センターに移転した。2013(平成25)年東京聴覚障害者総合支援機構が公益社団法人と認定され、その一組織になった。

**東京都中途失聴・難聴者協会** 1986(昭和61)年いくつかの中途失聴者・難聴者の団体が統合して発足。2002(平成14)年NPO法人になった。

**全国盲ろう者協会** 1991(平成3)年設立、社会福祉法人。毎年夏に全国大会を開催している。

**世界ろう者会議** 世界ろう連盟(WFD)が4年に一度開催地を変えて開く世界会議。世界中からろう者が集まり、国際会議や各種のイベントが行われる。第1回は1951年イタリアのローマで開かれ、1991(平成3)年7月には東京で第11回大会が開催された。

**アイ・ラブ・パンフ普及運動** 手話通訳制度の実現を目指し、全日本ろうあ連盟と全国手話通訳問題研究会は、1985(昭和60)年に『アイ・ラブ・コミュニケーション』というパンフレットを作成し、「アイ・ラブ・パンフ」120万部(国民の1%)普及運動を展開した。その結果、1989(平成1)年に所期の目的を達成した。

**We love パンフ普及・署名運動** 情報・コミュニケーション保障の法整備を目指し、聴覚障害者制度改革推進中央本部(全日本ろうあ連盟、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、全国盲ろう者協会、全国手話通訳問題研究会、日本手話通訳士協会、全国要約筆記問題研究会の6団体で構成)が2010(平成22)年『We love コミュニケーション』というパンフレットを作成し、普及運動と署名活動を展開した。翌2011年には、116万筆以上の署名を衆参議長・内閣府に提出。We Loveパンフの普及は21万部を超えた。

その後も運動が続けられた結果、2022(令和4)年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行された。

**国際生活機能分類(ICF)** 世界保健機関(WHO)が2001年の総会において採択した分類。1980年に発表された国際障害分類(機能障害、能力低下、社会的不利の3障害

分類)の改訂版。人の健康状態は、心身機能・身体構造(心身の働き=生物レベル)、活動(生活行為=個人レベル)、参加(家庭・社会への関与・役割=社会レベル)という3レベルが相互に影響し合って形成される生活機能と、それに背景因子(環境因子と個人因子)が影響して形成されるという考えに立つ。国際障害分類が疾病・障害というマイナス面に目を向けたのに対し、ICFは生活機能というプラス面に着目した分類になっている。

**ノーマライゼーション** 障害などのハンディをもった人が、地域の中で人間として自立し、主体的な生活が送れることを当然とする社会福祉の理念。デンマークのバンクミケルセンが、1950年代末知的障害者福祉への取り組みから提唱した。

**バリアフリー** バリア(障壁、障害)は、建築物や交通機関などの物理的バリア、法律・規則上の制度的バリア、通信・放送・コミュニケーション上の文化・情報のバリア、人の心の中にある意識のバリアに分類される。バリアフリーはこうした障壁・障害がない社会システム。

**リハビリテーション** 自立した社会生活を送るための機能回復・社会復帰を意味する。医学的、社会的、教育的、職業的リハビリテーションがある。

**ユニバーサルデザイン** 障害の有無、年齢、性別、人種などを問わずあらゆる人が利用できるように製品、建物、環境を設計し提供するという概念。バリアフリーはすでに存在するバリアを軽減、もしくは除去しようという考え方であるが、ユニバーサルデザインは最初からバリアがないようにするという概念。

## 障害者に関するマーク

**障害者の国際シンボルマーク** 1969年アイルランドのダブリンで開かれた国際障害者リハビリテーション協会世界会議で制定された世界共通のマーク。障害者が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す。車椅子利用者だけでなく、すべての障害者のためのマークである。



**聴覚障害者標識(マーク)** 適性検査に通らない「聴覚障害者」が運転する際車に表示する日本独自のマーク。このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合は道路交通法違反となる。



**耳マーク** 聴覚障害は外見からはわからないので「耳が不自由です」という自己表示のための日本独自のマーク。全日本難聴者・中途失聴者団体連合会などが普及活動している。このマークを示すことでコミュニケーションに配慮を求められることができる。自治体、病院、銀行などが難聴者等に配慮することを示すマークとしても使用されている。

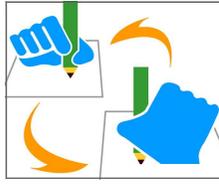


**手話マーク** 聴障者が手話でのコミュニケーションを求める場合に提示される。



また、自治体、民間施設、交通機関の窓口などで、手話での対応が可能であることを示す場合にも使用される。

**筆談マーク** 聴覚や音声言語機能等に障害がある人などが、筆談でのコミュニケーションの配慮を求めることを



を表す。また、自治体、民間施設、交通機関の窓口などで、筆談での対応が可能であることを示すマークとしても使用されている。

**ほじょ犬マーク** 身体障害者補助犬法の啓発のためのマーク。補助犬とは盲導犬、聴導犬、介助犬のこと。身体障害者補助犬法にもとづ



き、不特定多数の人が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられている。

**ヘルプマーク** 外見からにはわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることでサポートが得やすくなるよう、東京都が作成したマーク。



## 国連の取り組み

**障害者権利条約** 2006年に国連総会で採択された、障害者の権利と自由を守るための国際条約。191カ国が加盟(2024年現在)。第2条で手話が言語であることが明記された。条約には、障害をつくり出しているのは、障害者本人ではなく社会であり、社会のバリアをなくすことで解決を目指す社会モデルの考え方が反映されている。日本は2007年に署名し、14年に批准した。この間、条約の批准に向けて

障害者基本法の改正(2011年)、障害者総合支援法の制定(2012年)、障害者差別解消法の制定(2013年)、障害者雇用促進法の改正(2013)などの法整備がなされた。

**障害者の権利に関する宣言** 1975年国連総会で採択。障害のある人々が人としての尊厳を尊重され、障害の種類や程度に関係なく同年齢の他の市民と同等の基本的権利を有することなどが明記された。

**国際障害者年**(1981年) 1976年の国連総会で決議されたもので、テーマは「完全参加と平等」

**国連障害者の十年**(1983～1992年) 「完全参加と平等」を推進するために、1982年の国連総会で採択された。

**アジア太平洋障害者の十年**(1993～2002年) 国連障害者の十年に続く取り組みとして、アジア太平洋地域において障害者への認識を高め、障害者施策の向上をはかるために国連アジア太平洋社会経済委員会(ESCAP)で採択された。最終年(2002年)の総会で更に10年延長され、次期10年(2002～2012年)の地域行動計画「びわこミレニアム・フレームワーク」が採択された。2012年には延長された十年の最終年を迎え、更に10年延長されることとなった。次の十年(2013～2022年)の行動計画として「仁川(インチョン)戦略」が採択された。

## 記念日・週間・月間

**手話言語の国際デー** 手話の普及とろうあ者の権利のための記念日として、9月23日を手話言語の国際デーとすることが、2017年国連総会で決議された。9月23日は1951年に世界ろう連盟(WFD)が設立され

た日でもある。この日には、世界ろう連盟の呼びかけに応じて、日本各地で、シンボルカラーの青色のライトアップイベントが行われる。

**国際ろう者週間** 世界ろう連盟が最初に世界会議を開催した9月の最後の1週間(月曜～日曜)。1958年9月にイタリアのローマで始まった。世界各地でろう者の権利や理解を求めて行政機関や市民に向けてさまざまなアピールに取り組んでいる。

**国際障害者デー** 12月3日。1992年、国連が国際障害者デーと宣言。

**障害者週間** 国際障害者年の1981年に12月9日を障害者の日とすると政府が宣言し、1993(平成5)年の障害者基本法で法定化されたが、1995年、政府は12月3日～9日を障害者週間と設定し、2004年の法改正で、障害者の日に代わって障害者週間を法定化した。なお、12月4日～10日は人権週間でもある。

**障害者雇用支援月間** 毎年9月を障害者雇用支援月間とし、厚生労働省や高齢・障害・求職者雇用支援機構、都道府県などが障害者の雇用促進、職業的自立支援のための啓発活動を展開している。

## 国際競技大会

**パラリンピック** 年に1度、オリンピックに引き続き開かれる障害者の国際スポーツ大会。ローマ大会(1960年)以後開催されるようになり、1989年に国際パラリンピック委員会が結成され国際大会を運営している。参加は、肢体不自由、脳性マヒ、視覚障害、知的障害のある人で、精神障害のクラスはなく、また聴障者も参加しない。

**デフリンピック** 4年に1度、オリンピックの翌年開催される聴障者の国際スポーツ大会。前身は世界ろう者競技大会で、2001年IOCの承認を得てデフリンピックと名称を変更した。第1回大会は1924年パリで開催され、冬季の第1回大会は1949年のオーストリアで開催された。

参加資格は、補聴器や人工内耳をつけない状態で平均聴力レベル55dB以上の聴覚障害を有すること。国際手話のほか、スタートランプや旗などを使った視覚による情報保障がなされる。日本で初めてとなる東京2025デフリンピックは、100周年の記念すべき大会。主催は国際ろう者スポーツ委員会。

**アビリンピック** 障害者の職業能力の向上とその雇用促進を目的とする技能競技会。国際アビリンピックは1981(昭和56)年の国際障害者年を記念して東京で開催され、以来4年ごとに世界各地で開かれている。日本においては、全国身体障害者技能競技会として1972(昭和47)年から毎年開催されている。

**スペシャルオリンピックス** 知的障害者に交流、トレーニング、競技の場を提供している国際スポーツ組織。世界170カ国以上が参加している。1962年、米国メリーランド州で、ユニス・ケネディ・シュライバー(ケネディ元米大統領の妹)が、知的障害をもつ子どもを集めて行ったデイキャンプが始まり。世界大会(夏季、冬季)が4年毎に開催される。最近では2023年ベルリンで夏季大会が開かれ、176の国・地域が参加した。なお、パラリンピックには知的障害のクラスがあり、アスリートとしてそれに参加する人も多い。

